

○厚生労働省告示第百九十八号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第十二条第一項に規定する厚生労働大臣の登録を受けた試験検査機関について、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第十二条第一項に規定する試験検査機関の登録に関する省令（平成十六年厚生労働省令第六十一号）第九条第一項の規定により、試験検査の業務の全部を廃止する旨の届出があったので、同条第二項の規定に基づき公示する。

平成二十八年四月六日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

登録 番号	氏名又は名称	住所	試験検査を行う 事業所の所在地	試験検査の 区分	廃止の日
一一八	徳島県立保健製薬環境 センター	徳島県徳島市新 蔵町三丁目八十 番地	徳島県徳島市新 蔵町三丁目八十 番地	理化学試験	平成二十七年 十二月二十八 日
一五三	岐阜県保健環境研究所	岐阜県各務原市 那加不動丘一丁 目一番地	岐阜県各務原市 那加不動丘一丁 目一番地	理化学試験	平成二十八年 三月二十九日

一五七	佐賀県衛生薬業センタ 	三重県四日市市 桜町三千六百八 十四番十一	三重県四日市市 桜町三千六百八 十四番十一	理化学試験	平成二十八年 三月二十九日
一六五	株式会社島津テクノリ サーチ	京都府京都市中 京区西ノ京下合 町一番地	東京都大田区南 六郷三丁目十九 番二号	理化学試験	平成二十八年 三月三十一日
一五四	三重県保健環境研究所	三重県四日市市 桜町三千六百八 十四番十一	三重県四日市市 桜町三千六百八 十四番十一	理化学試験	平成二十八年 三月二十九日